

石綿（アスベスト）対策について

（要望先：総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

（県担当課：市町村課、学事課、管財課、環境政策課、青空再生課、廃棄物指導課、社会福祉課、医療整備課、健康づくり支援課、農村整備課、建築指導課、水道施設課）

< 健康に関する事項 >

- 1 石綿関連事業所の退職者、その家族、及び周辺居住者等の一般住民について、それぞれ適切な健康診断の実施方法（対象者、手法、事後健康管理）と費用負担のあり方について早急に検討し、実施体制を整備されたい。
- 2 新たな法制定にあたり、健康被害を受けた者がもれなく救済されること、また、石綿を原因とする中皮腫・肺がん等の認定基準を明確にすること等、公平公正な内容となるよう検討をすすめられたい。
- 3 石綿のばく露と中皮腫・肺がん等の量反応関係を含む発生原因の解明や予防対策、及び中皮腫の治療法の研究を強力に推進されたい。

< 環境保全対策に関する事項 >

- 4 建築物の解体・補修に伴う石綿の飛散防止対策について、あらゆる角度から検討し、早急に大気汚染防止法令の改正を行われたい。
- 5 全国での石綿による大気汚染の実態を明らかにするとともに、一般環境及び建築物の解体・補修時における石綿濃度の評価基準を設定されたい。
- 6 建築物に使用されている飛散のおそれのある石綿についての飛散防止措置の義務化、及び石綿含有建材の在庫品の使用禁止等について、法制化されたい。

7 「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」を、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の「産業廃棄物処理基準」として規定されたい。

< 財政支援等に関する事項 >

8 学校、病院、社会福祉施設など公共施設及び公共的施設の建築物における石綿の含有調査費用及び石綿除去等の工事費用について、必要な財政支援策を講じられたい。

9 民間の建築物における石綿の含有調査費用及び石綿除去等の工事費用について、政府系金融機関における低利融資制度を創設するなど、必要な支援策を講じられたい。

< 情報提供等に関する事項 >

10 国が把握している石綿取扱い事業所情報について、国の責任において早急に開示されたい。

11 石綿含有吹付け材及び建材の名称や使用時期等について、状況を把握し、その情報を国民に分かりやすく提供されたい。

【本県の現状・具体的要望内容】

1 適切な健康診断の実施方法と費用負担のあり方

7月8日から保健所において、石綿についての健康相談窓口を開設し、住民からの健康不安について相談に応じているところである。しかし、石綿を原因とする疾患は、発症までの期間が数十年と長く、将来にわたって患者の発生が予想される。住民の不安を軽減するためにも、適切な健康診断の実施方法と費用負担のあり方について早急に検討し、実施体制を整備されたい。

2 健康被害者の救済措置

石綿による健康被害者は、労働災害の補償適用を受けるものを除いて救済措置がないことから、早急に新たな法的枠組みを設け、認定基準を明確にし、健康被害を受けた者に対する必要な救済措置を講じられたい。

3 石綿のばく露と中皮腫等の量反応関係及び治療法の研究の推進

石綿のばく露と中皮腫・肺がん等の量反応関係を含む発症原因の解明や予防対策の他、中皮腫の治療法も確立されていないことから、これらに対する研究を強力に推進されたい。

4 大気汚染防止法令の改正

吹き付け石綿使用建築物の解体等の工事については、大気汚染防止法で届出制となっており、作業基準を遵守させることで石綿の飛散防止を図っている。

しかしながら、現在、届出対象となっている工事は、吹き付け石綿が使用されている面積が一定規模以上のものだけを対象としており、全ての解体工事が対象となっていない。

また、解体工事等において、石綿飛散がないことの確認のため解体事業者が濃度測定を行う必要についても検討が必要である。

このため、全ての吹き付け石綿使用建築物の解体等工事を規制対象とするとともに、解体工事中の石綿の濃度測定の義務付けについても検討された上で、大気汚染防止法令を早期に改正されたい。

5 全国の石綿による大気汚染の実態解明と石綿濃度の評価基準の設定

全国の石綿による大気汚染の実態は、近年、全国規模の調査が実施されていないことから、その状況は明らかではない。

そのため、全国調査を実施し、石綿による大気汚染の実態を明らかにされたい。

また、一般環境や建築物の解体・補修時における石綿濃度の評価基準については、これまで設定されておらず、測定結果の評価に当たっては、大気汚染防止法で規制されている特定粉じん発生施設に適用される敷地境界基準を参考にしているところである。

このため、一般環境や建築物の解体・補修時における石綿濃度の評価基準を設定されたい。

6 石綿の飛散防止措置の義務化及び石綿含有建材の在庫品の使用禁止

吹き付け石綿の除去など飛散防止措置の義務化や既に製造された石綿含有製品の使用規制などは、現行法規では規定されていない。

国民の安心と安全を確保する立場から、石綿を含有している建材の除去または飛散防止対策の推進と石綿含有製品の使用禁止等の規制強化について法制化されたい。

7 非飛散性アスベスト廃棄物の処理基準

非飛散性アスベスト廃棄物については、「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」により処理することとされているが、同指針は廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理基準ではないことから、これに従う義務は生じない。

非飛散性アスベスト廃棄物の適正処理を確保するため、同指針を強制力のある産業廃棄物処理基準として法令に規定されたい。

8 公共施設及び公共的施設への財政支援

学校、病院、社会福祉施設などの公共施設や公共的施設において、吹き付け石綿が使用されているものが確認されている。

石綿を含有する吹き付け材は、飛散のおそれがあり、健康被害をもたらすおそれがあることから、対策工事を行う必要があるが、多額の費用を要する。

学校、病院、社会福祉施設などの公共施設や公共的施設は、だれもが安心して利用できることがなによりも大切である。

このため、早期に適切な対策工事が行えるよう国の責任において必要な財政支援策を講じられたい。

9 民間建築物への支援

建築物に吹き付けられている石綿及び石綿を含有する建築材料については、建築物の解体・改修等に伴い飛散の恐れがある。

石綿の飛散については、既に報道されているとおり人への健康被害をもたらす可能性があるため、県民の不安を惹起している。

このため、建築物の解体・改修等に当たって適切な飛散防止措置が求められているが、これには相当の経済的負担を生ずることから、石綿の実態調査及び除去等の工事を促進するため、国の責任において必要な財政支援策を講じられたい。

10 石綿取扱い事業所情報の開示

石綿ばく露作業による肺がん又は中皮腫の労災認定を受けた労働者が所属していた事業場については公表されたが、現在すべての石綿を取り扱っている事業所について、公表されたわけではない。

石綿製品製造事業所の所在をできる限り把握し、石綿の工場周辺への飛散防止など適切な指導を行うため、大気汚染防止法に基づく届出対象外の事業所の情報に関して、国の有する情報を開示されたい。

1.1 石綿含有吹き付け材及び建材の名称等の状況把握と国民への情報提供

連日の報道等により石綿に関し不安を感じている県民が多く、また情報過多で混乱されている方も多い。よって、石綿を含有している吹き付け材その他の建材及びそれらの使用時期等について、国として適正な情報を調査し提供されたい。